

# 学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準

平成 6年 9月30日  
平成14年10月 1日一部改正  
平成15年10月 1日一部改正  
平成19年 9月14日一部改正  
平成20年10月 1日一部改正  
平成24年10月12日一部改正  
平成25年 3月15日一部改正  
平成27年 4月 1日一部改正  
平成30年10月31日一部改正  
令和 5年 2月 1日一部改正  
令和 7年 4月 1日一部改正  
令和 8年 4月 1日一部改正

学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可について、私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「法」という。）その他の法令の規定によるほか、この審査基準の定めるところによる。

## 第1 学校法人の寄附行為を認可する場合

学校（大学及び高等専門学校を除く。）、専修学校、各種学校、幼保連携型認定こども園（以下「私立学校等」という。）を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。

### 1 基本事項

設置する私立学校等に関し、立地条件、施設及び設備については、それぞれの法令等に適合していること。

### 2 資金等について

(1) 私立学校等の施設及び設備の取得に要する資金その他学校設置のために要する資金は、その全額が設置者の自己資金によるものであること。

ただし、日本私立学校振興・共済事業団及び（公社）長野県私学教育協会からの借入れは認めることができるものとする。

(2) 設置認可申請時において、当該私立学校等の開設年度の経常経費（人件費、物件費、借入金利息の合計額をいう。）の2分の1に相当する資金を保有していること。

ただし、施設を自己所有しない場合は、当該私立学校等の開設年度の経常経費の2分の1に相当する資金に加え、完成年度まで（開設年度から3年間を限度とする。）の経常経費の財源に充てる自己資金相当額を保有していること。この場合において、保有すべき資金額は開設年度の1年分の経常経費に相当する額を限度とする。

(3) 小学校・中学校の修学年齢に相当する生徒を対象とした外国人学校（各種学校に限る）について、市町村が当該学校の設置を要望しており、設置された学校の経営に著しい支障が生じた場合に、当該市町村が、当該学校に在学する者の適切な就学を維持することができるよう、転学の斡旋等の措置を講ずることを明確にしている場合には、開設年度の経常経費の6分の1に相当する額を保有していること。

### 3 役員等について

(1) 単に名目的な者でなく、私立学校法及び寄附行為に規定する役員の職務を十分に果たし得る者

でなければならないこと。なお、役員の変更にあっても同様であること。

- (2) 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者であること。
- (3) 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者であること。
- (4) 役員構成は、設置する私立学校等との十分な意思疎通が図られるよう配慮されていること。
- (5) 理事相互間の情報及び意見の交換の機会が十分に確保されていること。
- (6) 監事に対する情報の提供等の支援体制が十分に整えられていること。
- (7) 学校法人の事務を処理するため、その設置する私立学校等の規模に応じた専任の職員を置くなど、適切な事務組織が設けられていなければならないこと。
- (8) その他、規程の整備を含め、私立学校等にふさわしい管理運営体制を整えていなければならないこと。

#### 4 幼保連携型認定こども園を設置している学校法人以外の者が学校法人になる場合の寄附行為の認可について

幼保連携型認定こども園を設置している学校法人以外の者が学校法人になる場合においては、継続的な学校運営であることを考慮し、次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 私立学校等の施設及び設備の取得に要する資金その他学校設置のために要する資金は、原則その全額が設置者の自己資金によるものであること。  
ただし、金融機関等からの借入れにより私立学校等の施設及び設備の取得を行う場合は、返済計画が適切なものであり、十分に返済可能なものであること。
- (2) 私立学校等の開設時に完成年度までの収支計画が適切に計画されたものであること。

### 第2 学校法人が私立学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

学校法人が私立学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

- 1 基本事項  
基本事項については、第1の1を準用すること。
- 2 資金等について  
資金等については、第1の2を準用すること。
- 3 役員等について  
役員等については、第1の3を準用すること。
- 4 既設校等について
  - (1) 既設の私立学校等の在籍生徒数が原則として収容定員を一定期間相当程度下回っていないこと。
  - (2) 既設の私立学校等のうち完成年度を越えていないものがある場合、当該未完成の私立学校等の設置に係る認可の際の設立計画が確実に履行されていること。
  - (3) 従来設置している学校のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。
  - (4) 私立学校等の管理運営が、法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されており、その管理運営が適正を期し難いと認められる事実がないこと。
- 5 幼保連携型認定こども園の設置に係る寄附行為の変更認可について  
学校法人が既に設置している幼稚園を廃止し、幼保連携型認定こども園の設置認可を受ける場合においては、継続的な学校運営であることを考慮し、第1の4を準用すること。

### 第3 学校法人が私立学校等の課程、学科又は部を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

学校法人が私立学校等の課程、学科又は部を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、第2に準じて審査する。

#### 第4 準学校法人の寄附行為及び寄附行為変更を認可する場合

準学校法人の寄附行為及び寄附行為変更を認可する場合は第1から第3に準じて審査するほか、「準学校法人の認可基準の解釈および運用について」（昭和35年文管振第207号文部省管理局長通達）の基準に適合するものであること。

#### 第5 第1から第4の認可に係る標準処理期間は別表のとおりとする。

#### 第6 その他

- 1 申請者が、法第24条第1項又は第108条第3項及び第5項の申請もしくは届出（私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）第46条第1項第1号の事項に関する届出に限る。）において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年以内で相当と認める期間を経過していないときは、認可をしないものとする。
- 2 前項の規定の適用を受けた者が、期間を経過した後に申請をする場合は、再発の防止のために必要な措置が講じられていること。

#### 第7 この審査基準の運用に関して、必要な事項は別に定める。

##### 附則

- 1 この基準は、平成6年9月30日から施行する。

##### 附則

- 1 この基準は、平成14年10月1日から施行する。

##### 附則

- 1 この基準は、平成15年10月1日から施行する。

##### 附則

- 1 この基準は、平成19年9月14日から施行する。

##### 附則

- 1 この基準は、平成20年10月1日から施行する。

##### 附則

- 1 この基準は、平成24年10月12日から施行する。

##### 附則

- 1 この基準は、平成25年3月15日から施行する。

##### 附則

- 1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

##### 附則

- 1 この基準は、平成30年10月31日から施行する。

##### 附則

- 1 この基準は、令和5年2月1日から施行する。

##### 附則

- 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。

##### 附則

- 1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。